

令和5年12月定例会一般質問

通告1

質問 中学生議会の存続を

答弁 現場に負担を強いることから区切りをつけます

7番 むねかた かずき 宗形 一輝 議員

【質問：宗形 一輝 議員】

7番、宗形一輝です。中学生議会の存続をということで質問させていただきます。

NPO法人わかもののまちという団体の子ども議会・若者会議全国自治体調査報告書の中に、約6割の自治体が子ども議会、若者会議に取り組んでいる、または取り組んでいたとあり、2015年以降の子ども議会、若者会議に取り組む自治体が増加にあると記載されていました。2015年は選挙年齢が18歳以上に引下げられる公職選挙法が公布された年であり、若者の政治参加意識の醸成をねらいの事業として取り組む自治体が増えたようです。

10月18日、総務文教常任委員会の中で、中学生議会については廃止するとの説明があったようです。委員会資料を見ますと、当町においては平成22年、2010年より開始し、全国的な取り組みよりも前に開始されていました。事業の中身として、1、次世代を担う子どもたちが身近な問題や将来のまちづくりを考え発表することにより社会に参加する意識を育む。2、町に対する子どもたちの要望や提案などを聴取し、今後の町政運営の参考とするとなっております。第7期中標津町総合計画の中でも、観光の振興や道路交通網の充実等がうたわれており、中学生議会でもこの質問が多くのテーマとなっていました。中学生の目線で中標津町の強化改善してほしい点があり、将来この町を担うすばらしい訴えだと思います。

主権者教育とは政治の問題を自分の問題として捉え自ら考え、自ら判断し行動することですが、将来を担うこの子どもたちから、この教育を奪ってしまっているのでしょうか。

どこの自治体も近年は、まちづくりへの関心や選挙の投票率の低下、議員の担い手不足等の問題を抱えております。事業を廃止するのではなく、長年積み重ねた経験を基に、将来を担う子どもたちが少しでもこの中標津町をいい町にしていきたいと思えるような、愛着心の湧くような主権者教育を再構築し、教育の質の向上を図っていただきたいと考えま



すが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

【答弁：教育長】

はい。宗形議員御質問の中学生議会の存続をについて御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、主権者教育は子どもたちが主体的に物事を考え、行動していける力を身につけさせるため、学校教育においても重要視すべき点の一つだと認識しております。主権者教育として学習指導要領に基づき、各教科等の横断的な視点で育成していくことが求められており、学校教育においても社会科を中心とする教科での学び、さらには子どもたちにとって最も身近なコミュニティである学級活動や児童会・生徒会活動を通して、合意形成や利害の調整といったことを経験し、小さなことではありますが、自分たちの行動によって、自分たちの生活をより良いものに変えることが出来たという体験を積み重ねていくことで、社会の問題を自分事として捉え、自ら考え判断できる力が育まれていっております。

また、学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクール制度においては、子どもたちが地域の大人たちと共に体験活動や地域行事等に参加していく中で、社会参加への意識醸成やふるさと中標津への愛着を高めることにつながっているものと感じております。

中学生議会につきましては、子どもたちの社会参加への意識醸成や大人とは違った子どもたちの視点を、町政運営の参考にするといったことを目的に開催してまいりましたが、これまで回を重ねていく中、生徒からの質問内容が過去と重複・類似するものが多い、生徒の提案を町の政策として具体的に取り入れるべきではないかといった御意見・御指摘もあり、当然のことながら子どもたちの提案が具体的に町の政策に結び付くとは限らないことから、どのように子どもたちの提案に応えていくかという部分を課題と捉え、学校現場の意見も聞きながら改善策を検討してきたところであります。

課題改善のため、生徒に対し政策実現まで視野に入れた提案を求めるとなると、町の財政状況等、町政運営の現状を学ぶところから始める必要があると判断したところでありますが、学習指導要領に基づき教育課程や年間指導計画において扱うべき学習内容や時間数が定められている中では十分な学習時間を確保することが難しく、生徒や学校現場にさらなる負担を強いることとなるため、中学生議会という形は一旦ここで区切りをつけることとさせていただきます。

今後も、ふるさとを愛する心と思いやりの心を持ち、社会の中で生きる力を育む教育を実現するため、コミュニティスクール等の取組を推進していくとともに、時代を担う子どもたちの思いを聞く機会をつくることも大切なことと捉えておりますので、学校現場に十

分配慮した上で、どのような形が望ましいのか、他の自治体の取組事例なども参考にしながら、引き続き模索していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【質問：宗形 一輝 議員】

はい。7番、宗形一輝でございます。学校現場が大変ということで、時間も大変取るのが厳しいという内容でしたけども、質問のとおりなんですけども、今ある事業を次につながるステップとして考えていったほうがいいんじゃないかなということで、スクラップアンドビルドってということで、今なくなってしまったけど次再構築するっていう質問なんですけども、今の現状、教育委員会には特に案がなく、取りあえず次のコミュニティスクール等に強く推進していくというのは、ちょっと無責任じゃないかなというふうに考えます。

それならば、やっぱり課題、反省とか来年に向けて変革ある計画的な中学生議会を実施していくべきではないかと考えます。3月議会でも学力の低下のお話しをしましたけども、やっぱり学力も含めて主権者教育も含めて、きめ細やかな事業をしているところもやっぱりたくさんあります。その中で今コミュニティスクールのお話しが出ましたけども、コミュニティスクール等で取組を推進していくということなんですけども、現在の各中学校のコミュニティスクールの生徒の参加人数だったり、状況等をどのように把握されていますでしょうか。

また、いきなり今年度、中学生議会を廃止するということなんですけども、過去の質問と重複や類似すること、対策や議場でやることから、少人数でしか体験出来ないことに対する変更など、何もやらずに廃止するのは余りに乱暴ではないかなと思います。

この主権者教育は町のこと、自分のことに考えていくことから、将来のことを考えると人口問題として中標津町に残る、または帰ってくるきっかけにもつながるのではないかと思います。ですので、町全体に関わる事業の一つとして考えていますが、教育長としてはどのようにお考えでしょうか。

【答弁：教育長】

宗形議員の御質問が多岐にわたっていたので、ちょっと的確に答えられるか自信がありませんが、答えられる部分については御答弁申し上げたいと思います。

決して中学生議会が不必要だとかそういうことは一切考えておりませんが、従前どおりの内容であれば余り進展がないというか、ほんの町の子どもたちの一部でしか体験出来ないもので、そうではなく、例えば私や町長が各学校にお邪魔して、子どもたちと対話形式で

いろいろやりとりをすとか、いろんな形が考えられると思いますので、そういうようなことをよくよく考慮しながら、これについては進めていきたいというふうに考えております。

また、コミュニティスクールに関してですが、これは各学校ごとによって形態も随分違いますので、一概に申し述べることは出来ません。ただし、いろんな形で子どもたちと、町内会や保護者の大人の方々といろんな形で交流を深めていく中で、中標津町民としての自覚が生まれていくのではないかというふうに考えております。

蛇足になりますが、私も今、校長会等で将来中標津町にほんの一握りでもいいから残って、地域を支えていく子どもたちを育てようというお話を機会あるごとにしています。それらに結びつくような中学生議会につながる何か新しい事業を考えてまいりたいと思っておりますので、どうか御理解願いたいと思います。以上です。

質問 土地の寄附受付制度を

答弁 公共利用の可能性を十分に検討していきます

7 番 むねかた かずき 宗形 一輝 議員

【質問：宗形 一輝 議員】

では、2 点目に移らさせていただきます。7 番、宗形一輝です。2 点目の質問となります。

土地の寄附受付制度をとということで質問させていただきます。

町民の中には町にある土地を町に寄附したいという場合、当町も含め多くの自治体では土地の寄附を受け付けておりません。現在、土地の処分方法は売買するか贈与するしかなく、遺言や終活でエンディングノートを書こうにも、相手がもらってくれないことには処分出来ません。

国は来年の4月より登記義務化が始まり、今年より相続土地国庫帰属制度として厳しい条件のもと土地の受入れを開始しています。これは死亡しないと成立し得ないため、自分の意思では義務を相続人に押しつけるものとなっております。ここまで不動産の負債として聞こえたかもしれませんが、全国を見ると球場のためや道路整備とメリットある寄附もあるようです。

当町においては空家対策計画の策定をしていることから、町の土地に関し道筋を立てる必要があります。

例えば、新潟市では土地の寄附について受け入れるための要件や受けることが出来ない

ものがネットで記載され、寄附申込みの手続の手順、寄附申込書等がわかりやすく記載され実施されているところもあります。デメリットとして、土地の現状、価値の把握、管理の必要性、固定資産税、都市計画税が賦課できなくなります。固定資産税、都市計画税を町税として徴収している以上、土地の活用、処分等を町民に還元していく必要があると思います。

町にある土地を町に寄附したいという意思であれば、土地の寄附を受け付けていく必要があるのではないかと思います。町長としてはどのようにお考えでしょうか。

【答弁：町長】

宗形議員御質問の土地の寄附受付制度について御答弁申し上げます。

国において施行しております相続土地国庫帰属制度は、親族などから土地の相続を受けたものの、相続登記がされないことで国土の24%もの割合で所有者不明土地が発生し、税の徴収不能、用地取得困難土地取引の妨げ、土地建物の放置による周辺環境の悪化を招いている状況があり、こういった問題を解決していく制度として、相続登記の申請義務化と合わせて施行されたもので、国と地方公共団体が連携し解決しようとするものですが、現在のところ、本町においてこういった土地は全体の1%未満となっている状況であります。

個人の持つ不動産に対する町の考え方でございますが、個人の財産は個人の責任で相続や民間による売買などにより整理されていくことが基本と考えますが、議員御指摘のとおり、町が寄附を受けることにより税金が賦課出来なくなることや、草刈りなどの管理経費がかかるなど問題が発生し、結果として町民の負担増になることが懸念をされます。

したがって、寄附受付に係る対応につきましては、おおよそ国と同様の基準により受納の判断をする必要があります。

しかし、これまで相談を受けた中には、議員のおっしゃるとおり公共利用が可能な物件もございますので、受納に際しましては、公共用地としての利用やまちづくりとしての公共利用の可能性を十分に検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。